

令和7年度遊佐町比子地区原状回復措置推進事業
業務委託特記仕様書

第1 適用範囲

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか山形県県土整備部制定の「土木工事共通仕様書」に準拠するものとする。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）等の関係法令を遵守するものとする。

第2 事業目的

この事業は、不法に廃棄物が投棄された箇所の投棄物を回収し原状回復を行うことにより、美しい景観や快適な生活環境の回復を図ることを目的とする。

第3 委託業務の名称

「令和7年度遊佐町比子地区原状回復措置推進事業業務委託」とする。

第4 定義

山形県庄内総合支庁長を「発注者」として、本委託業務契約の相手方を「受注者」とする。

第5 疑義等

受注者は、本業務に疑義が生じた場合には、速やかに発注者に確認するものとする。

第6 業務内容等

下記実施箇所に不法投棄された廃棄物のうち、下記1（2）に規定する数量の廃棄物を回収し、処分するものであり、履行期間は契約日から令和7年12月23日までとする。

1 実施箇所等

（1） 実施箇所

飽海郡遊佐町比子字青塚地内

（図面及び写真は環境課において縦覧に供する。）

（2） 廃棄物の種類及び数量

番号	種類	数量	運搬先	処分費
①	産業廃棄物 （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の混合）（埋立物）	78 m ³ 又は 86 t 体積又は重量のいずれかを確保すること	産業廃棄物処分業者において処分（処分先は事前に発注者と協議、 <u>管理型</u> 最終処分場への埋立てを想定）	本委託に含む
②	産業廃棄物 （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の混合）（埋立物）	46 m ³	産業廃棄物処分業者において処分（処分先は事前に発注者と協議、 <u>安定型</u> 最終処分場への埋立てを想定）	本委託に含む

③	産業廃棄物 (金属くず(廃プラスチック類付着))	10.4 t	産業廃棄物処分業者において処分(処分先は事前に発注者と協議)	本委託に含む
④	産業廃棄物(木くず)	24 t	産業廃棄物処分業者において処分(処分先は事前に発注者と協議、 <u>破碎</u> を想定)	本委託に含む
⑤	産業廃棄物 (自家用車用廃タイヤ)	160 本	産業廃棄物処分業者において処分(処分先は事前に発注者と協議)	本委託に含む
⑥	産業廃棄物 (特殊車両用廃タイヤ)	70 本	産業廃棄物処分業者において処分(処分先は事前に発注者と協議)	本委託に含む
⑦	産業廃棄物(消火器)	14 本	広域処理認定を受けた者において処理(運搬先は事前に発注者と協議)	本委託に含む
⑧	産業廃棄物(廃油)	60 L	産業廃棄物処分業者において処分(処分先は事前に発注者と協議、 <u>焼却</u> を想定)	本委託に含む

分別済みの上記廃棄物に関し、各々の廃棄物の種類に応じた適正な処分を行うこと。

なお①に関し、産業廃棄物処分業者の廃棄物受入基準への適合に係る検査を行うこと。

この事業は、現場敷地内に散在する廃棄物の中から、周辺からの景観、生活環境保全上の安全性を確保するため必要な範囲において、上記種類・数量の廃棄物を回収するものである。

2 事業実施上の留意点

(1) 廃棄物の回収

ア 原状回復作業にあたり、あらかじめ監督職員と共に現地確認のうえ作業を開始することとし、原則として土地や工作物の原形を変質(掘削等)しないように留意すること。なお、準備工(支障木の伐採等)が必要な場合には事前に監督職員の確認を受け、受注者が必要な手続きを行うこと。

イ 回収した廃棄物は、現地において処分に必要な選別を実施し、回収量(容量又は重量)を把握すること。なお、重量については運搬先の計量結果を用いて差し支えないこと。

ウ 第6 1 (2)の数量(以下「予定数量」という。)のとおり回収出来ない場合は、受注者は発注者と協議し、その指示に従うこと。なお、実績により契約内容を変更(精算)する場合もあること。

エ 回収作業に当たり家電リサイクル法対象品又は一般廃棄物が発見された場合は、速やかに監督職員に連絡し、その処理について指示に従うこと。なお、この場合、契約内容を変更(精算)する場合もあること。

(2) 廃棄物の運搬、保管及び処分

ア 処理に際しては、廃棄物の飛散、流出等、生活環境上の支障が生じないように適正に取扱うこと。

- イ 回収した廃棄物は自ら運搬すること。ただし、自ら運搬できない場合は、事前に監督職員の承諾を得て法に基づく許可を有する者に運搬を委託することができるものとする。その場合は、委託基準等、廃棄物処理法の規定を遵守すること。
- ウ 廃棄物の運搬及び処分について、実績により契約内容を変更（精算）する場合もあること。
- エ 産業廃棄物については、受注者が排出する産業廃棄物として取扱い、運搬及び処分の際は産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付すること。

第7 諸経費

この業務を実施するために必要な経費として、打合せ、作業現場の事前確認、準備工、機械運搬費、提出書類の作成費、各種消耗品費等は委託料に含むものとする。

第8 提出書類

提出書類は次のとおりとし、速やかに発注者に提出すること。また、委託業務が完了した場合は、監督職員の確認を受けるものとする。

- 1 委託契約締結後
 - (1) 委託業務実施計画書
廃棄物の回収、運搬、処分等に係る計画書（様式第1号）
 - (2) 管理員選任通知書
業務責任者に関する書類（様式第2号）
 - (3) 積算内訳書（様式第3号）
- 2 作業完了後
 - (1) 業務完了通知書（様式第4号）
 - (2) 委託業務実績報告書（委託契約書様式1）
 - <添付書類>
 - ・作業工程表（計画と実績が対比できるもの）
 - ・完成写真
作業内容（作業前、作業中、完了後）ごとに、現場、作業状況が確認できる写真
 - ・廃棄物の回収量等
処分先ごとの種類別搬入量（重量又は容量）
マニフェスト（D票）の写し（なお消火器に関しては、処理本数がわかるもの）
 - ・回収した廃棄物の写真等
 - (3) 積算内訳書（様式第3号）

第9 その他

受託者は、安全対策等には万全を期し、近隣住民等との間にトラブルが発生しないように努めるものとする。

- 1 安全対策等
 - (1) 原状回復事業実施に際しては、事故のないよう、作業員の安全には万全を期し、労働災害事故の発生しないよう十分に注意して業務を実施すること。
 - (2) 搬出作業等においては、必要に応じ交通誘導員を配置する等して

周辺の安全を確保すること。

2 付近対策

土地所有者や近隣住民等関係者との間にトラブルを生じないように実施すること。

また、トラブルが発生した場合やトラブルの要因となるような事柄が発生した場合は直ちに監督職員に報告すること。

3 労働関係法令の遵守

受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

山形県庄内総合支庁長 殿

受注者
住 所

氏 名

委託業務実施計画書の提出について

標記について令和 7 年度遊佐町比子地区原状回復措置推進事業業務委託特記仕様書第 8 の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託業務の実施概要
 - (1) 作業工程表
 - (2) 作業手順書（現場作業内容、運搬方法、運搬先、運搬ルート、処分方法、処分先等）
 - (3) 使用する機材、運搬車両
 - (4) 現場作業体制表（管理員・作業員氏名、連絡先等）
 - (5) 産業廃棄物の処分先の所在地・名称等、処分先との委託契約書の写し（産業廃棄物の収集運搬業務を委託する場合は、委託者の名称等、委託者との委託契約書の写し）
- 2 安全管理計画
- 3 緊急時の連絡体制

管理員選任（変更）通知書	
令和 年 月 日	
山形県庄内総合支庁長 殿	
受注者 住所 氏名	
下記のとおり管理員を選任（変更）したので通知します。	
記	
委託業務の名称	
管理員氏名 及び生年月日	
委任除外事項	

- 備考
- 1 氏名にはふりがなを付すこと。
 - 2 管理員の経歴書を添付すること。
 - 3 「委任除外事項」の欄には、受注者の権限のうち、管理員に委任しないものがある場合に、その内容を記載すること。

業 務 完 了 通 知 書	
令和 年 月 日	
山形県庄内総合支庁長 殿	
受注者 住所	
氏名	
令和 年 月 日で契約を締結した下記委託業務が完了したので 通知します。	
記	
委託業務名	
業務委託料	¥ (うち消費税額及び地方消費税額 ¥)
委託期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
業務完了の年月日	令和 年 月 日
検査年月日	※ 令和 年 月 日
検査職員 (者)	※ 職 氏名 印
摘要	

- 備考 1 本書は、正副 2 通提出すること。
 2 ※印の付いている欄は、受注者においては記入しないこと。
 3 発注者は、検査の完了後、検査の結果を記載した本書の副本を
 受注者に交付するものとする。